

令和 8 年度豚熱経口ワクチン散布業務委託仕様書

本仕様書は、福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会（以下「発注者」という。）が発注する令和 8 年度豚熱経口ワクチン散布業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務目的

福岡県内の野生イノシシによる豚熱の感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布及び摂食状況評価を目的とする。

2 委託業務履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 委託業務内容

(1) 経口ワクチンの管理

ア 経口ワクチンの発注は、発注者が行う

イ 受注者は、発注者より経口ワクチンを受け取り、摂氏 $-20^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ で保管する。

イ 受注者は、経口ワクチンの輸送にあたっては、摂氏 4°C 以下で行う。

(2) 経口ワクチンの散布・回収業務

ア 経口ワクチンの散布地点数は、600 地点とする。なお、散布地点数が増減する際は、発注者と受注者が協議の上決定する。

イ 経口ワクチンは、1 つの散布地点に原則 10 スポット、1 スポットに 2 個を散布する。

ウ 受注者は、散布した経口ワクチンを、原則 5 日経過後以降に回収し、ワクチンの摂食状況について以下の分類により記録する。

- ・回収（イノシシの嚙痕あり）
- ・回収（イノシシ以外による嚙痕あり）
- ・未回収（周辺にイノシシの痕跡あり）
- ・未回収（周辺にイノシシの痕跡なし）

エ 受注者は、経口ワクチンの散布、回収に関する進捗状況を把握し、発注者へ報告する。

オ 大雨等により河川が増水し、散布した経口ワクチンが流出するおそれのある場合は、可及的速やかに回収を行う。

カ 散布にドローンを使用する場合は、発注者の承諾を得る。また、回収が難しい場合はその旨を発注者へ報告する。

(3) 経口ワクチンの摂食状況の評価業務

ア 受注者は、経口ワクチン散布地点にセンサーカメラを設置し摂食状況を記録する。なお、センサーカメラの設置地点は、発注者と受注者で協議して決定する。

イ 受注者は、設置したセンサーカメラの映像を判読し、イノシシやイノシシ以外の動物の摂食状況を調査する。

(4) ワクチン散布に関する技術的助言

受注者は、発注者からの求めがあった場合には、ワクチン回収結果やイノシシの生態を考慮したワクチン散布に関する技術的助言を行う。

(5) 経口ワクチンの散布、回収業務の報告

ア 前期散布、回収作業の完了後、令和8年8月31日（月）までに、以下について報告する

(ア) 動員表

(イ) 作業で記録した野帳

(ウ) 散布実績書（座標、散布・回収の期日、個数等）

(エ) 経口ワクチン摂食率

イ 後期散布、回収作業の完了後、令和9年3月31日（水）までに、以下について報告する

(ア) 動員表

(イ) 作業で記録した野帳

(ウ) 散布実績書（座標、散布・回収の期日、個数等）

(エ) 経口ワクチン摂食率

4 廃棄物の処理

(1) 委託業務で発生した廃棄物は、受注者が適切に処理する。

(2) 特に、回収した経口ワクチン及び手袋等、ワクチン内容物に触れた可能性のある廃棄物は、ウイルスの拡散に注意し、受注者が適切に処理する。

5 土地への立入り等

(1) 国有地、公有地及び私有地への立ち入りについて、必要な当該土地所有者等への許可は発注者が得るものとするが、発注者から書類作成の指示等がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

(2) 受注者は、前項の場合において生じた経費の負担については、発注者と協議により定めるものとする。

(3) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに発注者に報告し指示を受けなければならない。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはでき

ない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

- (2) 受注者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、発注者と協議のうえ、決定する。

7 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、国の定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」によるほか、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。